

◎国立国会図書館法の規定により行政

各部門に置かれる支部図書館及びそ

の職員に関する法律の一部を改正す

る法律
(平成二二年四月七日法律第二二号)(衆)

一、提案理由(平成二二年三月二六日・衆議院本会議)

○松本剛明君　ただいま議題となりました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、消費者庁に、国立国会図書館支部消費者庁図書館を置くこととするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成二二年三月三一日)

○西岡武夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、消費者庁に国立国会図書館の支部図書館を置くこととするものであり、公布の日から施行することといたしております。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。